

			新和会	湖誠会	市民ネット 2 1	大津市議会公 明党議員団	日本共産党大 津市会議員団	大津維新の 会	協生会	清正会	平和と市民 自治	立志会	廉正会
①	見直しテーマ	政務活動費の支出に係る提出書類の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	現状	大津市議会政務活動費交付条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、議長に報告する支出に係る領収書についてはその写しとしている。											
	検討内容	制度の更なる透明性を図るため、領収書の原本を提出する方法に変更できないかなどの検討を行う。											
②	見直しテーマ	活動報告書の提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	現状	条例第9条第1項の規定により議長に報告する報告書については、大津市議会政務活動費交付規程にその様式を定めているところ、活動一般に係る報告書の定めはなく、視察・研修に係る報告書のみとなっている。											
	検討内容	制度の更なる透明性を図るため、視察・研修に限らず、報告書としてまとめることが可能な活動についてはその報告を行うことができないか検討する。											
③	見直しテーマ	政務活動費を充てて購入した備品の取扱い	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	現状	購入した備品が不要となった場合に、その処分を含めどのように取り扱うか、政務活動費運用マニュアルでは具体的な定めがないため、その取扱いが不明瞭である。											
	検討内容	備品の所有権の帰属などとともに、その処分等の取扱いについて検討し、当該検討結果を政務活動費運用マニュアルに記載することで明確化を図る。											
④	見直しテーマ	実情の商習慣にあわせた支払規定の見直し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	現状	状況に応じて、見積書、納品書、請求書などが求められ、現金又は銀行振込による支払いが望ましいとされる。 このような商習慣は、過去のものであり、現在の取引においては対応不可能な場合があり、不利な状況での支払いとなることもあり、合理性に欠ける。											
	検討内容	現状の商習慣に合わせた取引を可能とし、支払方法についてもキャッシュレス（クレジットカードやその他の電子決済）を可能とする。											
⑤	見直しテーマ	会派決済のあり方について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	現状	S N S関連や今後のA I業務の支払い業務においてクレジットでの決済ができないため業務に制限がかかっている。											
	検討内容	会派決済においてクレジットカードの導入を進めるべき。											
⑥	見直しテーマ	会派広報紙の配布要件の見直しについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	現状	現在、大津市議会政務活動費交付規程別表において、会派広報紙の交付要件について、次のいずれかとなっている。 ① 発行部数が5万部以上であって、発行部数の9割以上を新聞、情報誌への折り込み、または個別の郵便受けへの投函による配布方法 ② 発行部数が5千部以上の場合にあっては、街頭における配布方法となっている。											
	検討内容	インターネットの普及拡大により、情報格差が拡大し、また、経済力やネットスキルの不足によりデジタル情報にアクセスしにくい市民へのアナログでの情報提供を強化する必要があることから、上記①及び②の要件を次のように変更できないか。 ●①について、新聞の購読数は減少を続けているので、政務活動費の利用要件の発行部数の下限5万部は、2万部程度への引き下げが必要ではないか。 ●②について、5千部の広報紙発行は、街頭での配布に加え、新聞を購読しておらず、出歩く機会の少ない高齢者宅に情報を届けるため、戸別のポスティングも可能とすることが必要ではないか。											